

# 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が軽減されます！

## 対象となる方・届出期間

- 令和5年11月1日以降に出産したまたは出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
※妊娠85日(4ヶ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含まれます)。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 国民健康保険税の軽減内容

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産予定月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方							
多胎の方							

※産前産後期間相当分の所得割と均等割が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0円になるとは限りません。

※単胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の1ヶ月前から4ヶ月相当分が減額されます。

多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

※保険税が賦課限度額にて課税されている世帯においては、再計算してもなお限度額を超えている場合、減額されないことがあります。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が減額された場合は、届出の翌月、世帯主宛に「国民健康保険税決定通知書兼変更通知書」を郵送します。

## 届出に必要な書類

- ① 届出書
- ② 母子健康手帳など
- ③ 届出者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）  
※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要な場合があります。  
※別世帯の方が届出される場合は委任状が必要になります。

## お問合せ・届出先

気仙沼市役所 保険年金課 保険係 ☎：0226-22-3423（保険係直通）

※郵送での届出をご希望の場合は、保険年金課 保険係までお電話ください。

※唐桑・本吉総合支所市民福祉課および階上・大島出張所でも届出ができます。